

2026年3月期 第1四半期決算短信【日本基準】(非連結)

2025年8月12日

上場会社名 株式会社リボミック 上場取引所 東
 コード番号 4591 U R L <https://www.ribomic.com/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 中村 義一
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役執行役員管理本部長 (氏名) 大岩 久人 T E L 03 (3440) 3303
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年3月期第1四半期の業績 (2025年4月1日～2025年6月30日)

(1) 経営成績 (累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
2026年3月期第1四半期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第1四半期	—	—	△239	—	△227	—	△227	—
	1	—	△257	—	△254	—	△254	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2026年3月期第1四半期	円 銭	円 銭
2025年3月期第1四半期	△5.10	—
	△6.99	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
2026年3月期第1四半期	百万円		百万円		%	
2025年3月期	2,928		2,816		96.2	
	3,185		3,043		95.5	

(参考) 自己資本 2026年3月期第1四半期 2,816百万円 2025年3月期 3,043百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2025年3月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2026年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年3月期の業績予想 (2025年4月1日～2026年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
通期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭

(注) 1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2. 当社は年次での業務管理を行っておりますので、第2四半期(累計)の業績予想の記載を省略しております。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期 1Q	44,613,940株	2025年3月期	44,613,940株
② 期末自己株式数	2026年3月期 1Q	23,812株	2025年3月期	23,812株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期 1Q	44,590,128株	2025年3月期 1Q	36,454,877株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信（添付資料）8ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	8
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	8
2. 四半期財務諸表及び主な注記	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	10
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	11
(継続企業の前提に関する注記)	11
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	11
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	11
(セグメント情報等の注記)	11
(重要な後発事象)	12

〔期中レビュー報告書〕

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboART System®」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、その実現のための最重点経営目標を、「自社での臨床Proof of Concept^{*1}の獲得に向けた開発」として、当第1四半期累計期間においても様々な取り組みを進めてまいりました。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

※1：臨床Proof of Concept（臨床POC）：新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効を有することが示されること。

「umedaptanib pegol」の開発について

(イ) 「umedaptanib pegol」（抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名）による臨床開発の狙い

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol(FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー)を、自社での臨床開発のテーマに選び、「軟骨無形成症（Achondroplasia、ACH）」と「滲出型加齢黄斑変性（Wet Age-related Macular Degeneration、wet AMD）」の治療薬としての開発を進めています。

(ロ) 開発状況、及び既存治療法との比較

a) 軟骨無形成症（ACH）

・臨床試験

ACHに関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の助成（2015年度から合計6年間）を受け、2020年7月～2021年5月にかけて、国内の1施設において第1相臨床試験を実施いたしました。さらに、2021年度から3年間は、AMEDの希少疾患用医薬品指定前実用化支援事業として助成を受け、ACHの小児患者（5～14歳）における、身長の伸びを含む臨床的基礎データの取得と前期第2相臨床試験の被験者選定とした前期第2相観察試験、及びACHの小児患者（5～14歳）でのumedaptanib pegolの有効性と安全性を調べる前期第2相臨床試験と、これに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの臨床試験を実施しております。

ACHの小児患者を対象とする前期第2相観察試験（26週）については、東京、岡山及び関西地区の8施設で13名の患者を組み入れ、2024年12月に最終症例の観察期間が完了しました。さらに、前期第2相臨床試験の低用量群（コホート1、6名、週1回の0.3mg/kg皮下投与、26週）の投与も完了いたしましたが、その結果、途中休薬の1名を除いた5名のうち、3名で身長の伸展速度の増加が確認され、うち2名で、被験薬投与前（観察試験）に比較して、+4.6cm、+3.3cm/年と極めて顕著に増加しました。低用量にも関わらず、5名の身長平均伸展速度（+1.5cm/年、Mean AHV）は、現在ACH治療薬として承認されているボックスゾゴ[®]（ボソリチド、BioMarin社製）の身長平均伸展速度+1.7cm/年^{*2}に相当する結果でした。

コホート1を完了した6名のうち、5名の被験者は低用量（0.3mg/kg）の前期第2相長期投与試験に移行しており、継続して被験薬の有効性及び安全性を評価しております。また、高用量群（コホート2、7名、1回/2週の0.6mg/kg皮下投与、26週）については、前期第2相臨床試験の同意が得られた6名の患者が試験を開始しており、現在4例目までの投与が完了し、前期第2相長期投与試験に移行しております。全員の投与は2025年10月に完了する予定です。なお、これまでにumedaptanib pegolを投与したACH小児患者において、安全性に関する懸念は発生しておりません。

また、コホート1での結果に基づいて、厚生労働省に対して、希少疾病用医薬品指定（ODD）申請を行い、2025年5月に指定承認されました。これに伴い、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBN）に対して、助成金の交付申請を行い、今年度の助成（22,030千円）が確定しております。

当社は、ライセンス・アウトに向けた事業開発活動を実施しておりますが、これと並行して、現在進行中の前期第2相臨床試験の途中成績等を考慮して、直接、第3相臨床試験に移行したいと考えており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と相談を進めて参ります。これが現実となれば、最短で、2028年に承認申請、2029年に上市が可能となり、ACH小児患者の皆様に新しい国産の治療薬umedaptanib pegolを提供できるものと考えております。

※2 : <https://clinicaltrials.gov/study/NCT03197766?tab=results>

・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認いたしました（非臨床POC獲得）^{※3}。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離した状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されるこもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。

ようやく、2022年6月にACH治療薬としてBioMarin社のボックスゾゴ[®]の製造販売が承認されました。しかし、その効果は十分とは言えず、毎日の投与が必要となっているため、小児のACH患者にとって、もっと効果が強く、皮下注射の間隔が長く取れる新薬の開発が望まれています。

今般、当社のumedaptanib pegolの臨床試験において、5名中2名の患者において、低用量の1週間1回の皮下投与でボックスゾゴ[®]を上回る顕著な成長速度の増加が確認されたことは、ACHの小児患者にとって朗報となるものです。今後、umedaptanib pegolの用量をさらに増やし投与間隔も伸ばすことで、一段と優れた治療方法を確立していくことを検討しております。

※3 : Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, et al.: RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. Sci. Transl. Med., 13, eaba4226 (2021)

b)滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

umedaptanib pegolの複数回投与による臨床POC獲得を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①umedaptanib pegolの硝子体内注射による単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるafiblercept（商品名アイリーア[®]）とumedaptanib pegolの硝子体内注射による併用投与群、及び③afiblerceptの硝子体内注射による単剤投与群の3群間で、umedaptanib pegolの有効性及び安全性をafiblerceptと比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、umedaptanib pegolを単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のumedaptanib pegolの硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者を対象にumedaptanib pegolの単独投与の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）を実施いたしました（被験者5名）。

これらの結果は、英國王立眼科学会誌Eyeに2報の論文として掲載されました^{※4, 5}。

その要約は以下のとおりです。

[論文要点]

- ・いずれの試験においても、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
- ・治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された（TEMPURA試験）。
- ・抗VEGF標準治療歴のあるwet AMD患者においては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafiblerceptの併用投与において、afiblercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、umedaptanib pegolの効果はafiblerceptに対して非劣勢であり、症状の進行抑制が確認された（TOFU試験）。
- ・すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

[今後の開発方針]

今般、umedaptanib pegolの臨床POCが獲得されたと同時に、umedaptanib pegolは抗VEGF薬に先立つ処方が推奨される“first-line”治療薬となる可能性が示唆されました。現在標準治療となっている抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がないため、既存療法の大きなUnmet Medical Needsになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”的新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業との提携・ファンド等からの資金調達を含めて検討してまいります。

※4 : Pereira DS, Akita K, et al: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye,

2024 Apr;38(6):1149-1154.

※5 : Pereira DS, Maturi RK, et al.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients. Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148.

c) 増殖性硝子体網膜症 (PVR)

umedaptanib pegolのwet AMD臨床試験におけるPOCの獲得によって、本剤が未だ治療法のない網膜疾患に対して有効であることが動物実験で示唆されれば、umedaptanib pegolの適応拡大として次の臨床試験が可能となります。その視点から、日本大学とumedaptanib pegolのPVR（後述「umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン」RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）にて記述）への適応拡大を目的とした共同研究を実施しておりましたが、臨床病態に近い有効な動物モデルの確立に至る事が出来ず、2025年5月31日付にて共同研究を終了しております。

umedaptanib pegolに関しては別途複数の眼科疾患モデルを用いて薬理試験を継続中であり、今後実施されるPVR薬理試験においても評価を行う予定となっております。

umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン

当社は、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大し、中長期的に成長するために、特に優れた薬効が確認されているRBM-006及びRBM-011を、umedaptanib pegolに次ぐ臨床開発優先度の高いパイプラインと位置づけております。

(イ) RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）

RBM-006が対象とする増殖性硝子体網膜症は、網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって併発する網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面や網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺壁（しゅうへき）形成や牽引性網膜剥離が生じ、重篤な視力障害や失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な医薬品は存在しません。

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授（現 旭川医科大学教授）との共同研究において、ブタPVRモデルにおける抗オートタキシンアプタマーの効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、その成果が学術誌International Journal of Molecular Sciencesに掲載されました^{※6}。

Autotaxinは脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）の合成酵素であり、緑内障や特発性肺線維症等の複数の疾患においてLPAやAutotaxinの亢進が見られる事から、新規治療薬の標的として注目されております。

また、当社は2024年7月に東京大学医学部眼科学教室と眼科疾患に関する2年間の共同研究契約を締結いたしました。本共同研究では、主要な眼科疾患である緑内障や糖尿病網膜症などをターゲットに治療薬の開発を目指します。これらの共同研究の成果が眼科疾患に対して新たな薬物治療の道を切り開くことを期待しております。

※6 : Hanazaki H, Yokota H, et al.: The effect of anti-autotaxin aptamers on the development of proliferative vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

(ロ) RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。これまでの治療は、プロスタグランジンI2誘導体製剤など血管拡張作用を持つ薬剤が中心であり、血管壁の肥厚（リモデリング）そのものに対する治療手段は存在しませんでした。そのため、既存治療薬が十分な効果を示さない患者の予後は厳しい状況にありました。その上で、2025年6月、肺血管リモデリングを標的とした新規作用機序を持つMSD社のエアワイン[®]の製造販売が承認されました。引き続き当社は、肺動脈性肺高血圧症の多様な病態に対応するため、今後も新規作用機序の薬剤開発が強く望まれていると考えております。

2017年度から3年間は、AMEDの難治性疾患実用化研究事業の一環として、また2020年度からの3年間は、AMEDの治験準備（ステップ1）研究として助成を受け、肺動脈性肺高血圧症の国内での専門医療機関である国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究を進めてまいりました。当該共同研究において、抗IL-21アプタマーが肺動脈性肺高血圧症モデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかにさ

れました。

また、国循との共同研究と並行して、原薬合成を完了し、PMDAと協議の上、第1相試験のための毒性試験を実施し2023年6月に完了しております。

その他のプロジェクト並びに自社創薬に付随する事業

(イ) 自己免疫疾患に対する治療薬の創製

多くの自己免疫疾患において自己抗体の関与が示唆されており、当社は自己抗体の产生に重要な役割を果たす生体シグナル分子を阻害するアプタマーを非臨床開発ステージのパイプラインに所有しております。

これらを活用することにより自己抗体が原因となる自己免疫疾患に対する効果的な治療薬を創製することが出来ると考えており、国立大学法人北海道大学大学院保健科学研究院とANCA関連血管炎に対する薬理作用を検討するための共同研究契約を2023年10月に締結し、検討を進めて参りました。

本共同研究において、自己抗体の产生と炎症の増強に関与することが予想されるIL-21に着目し、抗IL-21アプタマーの薬理効果を検証した結果、肝臓で観察される死細胞の抑制を含む複数の病態指標を改善する効果が確認されました。本成果は、抗IL-21アプタマーの新しい用途の開発とANCA関連血管炎におけるIL-21の役割の一端の解明に繋がることが期待されるため、肝臓の病態改善が必要となる自己免疫疾患やその他疾患などの新たな適応疾患の検討を進めて参ります。

なお、本共同研究は2025年3月31日の契約満了をもって終了しております。

(ロ) AIアプタマープロジェクト

アプタマー医薬品の汎用性をさらに活かすため、国立研究開発法人科学技術振興機構から委託されているコンピューター科学を応用した技術開発（JST委託事業）等を継続して進めております。2018年度から開始されたJST委託事業において、当社は早稲田大学と共同し、バイオインフォマティクスを駆使したアプタマー探索技術RaptRankerを開発いたしました^{*7}。さらに、2021年4月から3年間の事業として、「AIアプタマー創薬プロジェクト」がJST委託事業に採択され、当社は早稲田大学と共同で、RNAアプタマーの創薬プロセスを、深層学習などの人工知能技術を活用することで、創薬期間の短縮及び創薬成功確率の向上を実現させることを目指し、研究を進めて参りました。この研究において、変分オートエンコーダを応用した革新的な配列生成技術であるRaptGenを新たに開発いたしました。SELEXで得られた特定の標的に対する多数の標的結合アプタマーの配列を、RaptGenを用いて解析することにより、もともとのSELEXデータに含まれていない、前記標的に強く結合する新規のアプタマー配列の生成も可能となりました。RaptGenについては、2022年6月3日にNature Computational Scienceに掲載されています^{*8}。また、JST委託事業では課題事後評価結果に基づき、研究期間延長及び研究費の追加によって戦略目標達成に大きく貢献する研究成果が期待できる課題に対し1年間の追加支援を実施しており、「AIアプタマー創薬プロジェクト」は、これまでAI（人工知能）を用いたRaptGenの開発等、革新的な成果を挙げていることから、他領域も含む課題の中から追加支援に採択されました。

共同研究を推進した結果、大規模言語モデルを用いたアプタマーの結合活性予測手法の開発に成功し、日本国特許庁に対して、2025年3月に共同で特許出願いたしました。本手法では、従来手法では困難であった任意の配列に対してもアプタマーの活性を予測することが可能であり、SELEX実験には出現しなかった配列も含め、短鎖化や最適化などを実現することが可能となります。

また、本開発技術を当社の「RiboART System®」に活用することで、迅速かつ正確に高活性アプタマーの取得が可能となり、研究開発スピードの向上に繋がります。

さらに、2023年度から2025年度の予定で、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する「量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」において、当社と産業技術総合研究所及び早稲田大学を実施予定先とする研究課題「量子・AI次世代創薬」が採択されました。本研究課題では、RNAアプタマーの最適化を題材として、量子計算技術と人工知能を組み合わせた“量子・AIハイブリッド技術”的活用により、従来技術では達成困難な医薬品創生プラットフォームの確立を目指します。

本事業は初期仮説検証フェーズと本格研究フェーズから構成されており、中間時点において約半数のプロジェクトを打切りとするステージゲート審査が設けられておりますが、2024年9月にステージゲート審査を通過し、本格研究フェーズへ移行しております。

また、本事業の取り組みにおいて、イジングマシンを活用により、SELEX実験データに基づいて、核酸配列を最適化するための定式化手法を提案し、実際に配列探索によってアプタマーを取得することに成功しており、この核酸配列を最適化するための定式化手法を日本国特許庁に対して、2024年11月に共同で特許出願いたしました。

*7 : Ishida R, Adachi T, et al.: RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020).

※8 : Iwano N, Adachi T, et al.: Generative aptamer discovery using RaptGen. *Nat. Comput. Sci.*, 2, 378-386 (2022).

(ハ) DDSアプタマープロジェクト

当社では、RaptRanker及びRaptGenを含む「RiboART System[®]」をさらに発展させると共に、ドラッグデリバリーシステム（DDS）用のアプタマー開発に取り組んでおります。DDSとは、体内における薬剤の分布を制御することで、薬剤の効果を最大に高める一方で、薬剤の投与回数及び副作用を軽減するための、薬剤の体内動態を制御する技術です。近年の医薬品開発を取り巻く環境は著しい変化を遂げており、ロックバスター創出のための疾患発症の標的分子の枯渇や、Unmet Medical Needsの高まりなどを理由に、多数のモダリティ（治療手段）が生まれてきています。特に核酸医薬を中心として、さまざまな生体内バリアを突破させ、標的部位（臓器、組織、細胞等）へと効率的に送り込むにはDDSが必要不可欠となります。

アプタマーは化学合成品であり、抗体、低分子化合物、及びASO、siRNA、mRNAなどの核酸医薬等に化学的に結合させることができます。DDSとして利用可能なアプタマーを取得するための期間は1年から2年単位と短いため、アプタマー取得後は、大手製薬企業を含む様々な企業に提供することで、基礎段階より早期に収益をあげていきたいと考えております。

①細胞表面受容体アプタマーの光免疫療法への応用

当社の所有するアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討するために学校法人慈恵大学との共同研究契約を2023年9月に締結いたしました。光免疫療法は、標的特異的な薬剤送達と腫瘍に限局した光照射を組み合わせることで、正常組織へのダメージを最小限に抑えた、患者負担の少ない治療法として、がん領域を中心に注目を集めています。共同研究先である学校法人慈恵大学・光永眞人講師らのグループは光免疫療法に関する高い研究実績があり、細胞試験系、動物実験系のノウハウを保有しております。

当社では、膜タンパク質を認識する複数のアプタマーを開発しており、本共同研究においてこれらアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討しております。

②デングウイルス膜タンパク質アプタマーの核酸デリバリーへの応用

ウイルス感染症の1つであるデングウイルス（以下、「DENV」といいます。）に対して増殖を抑制する核酸分子の開発を東京大学医科学研究所（RNA医科学社会連携研究部門・高橋理貴特任准教授（開発当時）、アジア感染症研究拠点・山本瑞生特任講師）、東京大学医学系研究科（Moi Meng Ling教授）、早稲田大学（浜田道昭教授）と共同で進めてきました。デングウイルス感染症はワクチン開発が進んでいる一方で、未だ有効な予防薬、治療薬がないウイルス感染症です。

DENVは大きく分けて4つの種類（DENV1～DENV4の血清型）が存在しますが、全ての血清型に対して、DENV膜タンパク質に構造相補性で結合するRNAアプタマーを、人工的なウイルス様粒子（VLP, virus-like particle）を標的にした分取方法（VLP-SELEX^{※9}）で作成し、さらにDENV由来のRNAを塩基配列相補性で分解に導くsiRNAを開発いたしました。

これらの核酸分子を1分子として結合させることで、DENVに結合し、DENV感染と共に細胞内に侵入することでウイルス由来のRNAを感染した細胞内で分解する多機能核酸分子「キメラ核酸（siRNA-aptamer複合体）」を開発し、その有効性を疑似的な感染評価系及び実際のウイルス感染評価系を用いて評価してまいりましたが、その結果、キメラ核酸はDENVの増殖を強く抑制できることが分かりました。

また、複数存在する血清型に対しても有効であることを示唆する結果も得られております。本分子の開発戦略は、DENV以外のウイルスにも適応できるものであり、幅広いウイルス感染症の予防及び治療分子の迅速な開発に新たな選択肢を提供することが期待できると考えており、開発を進めております。

これらの結果は、2024年12月25日にNucleic Acids Research Molecular Medicineに掲載されております^{※10}。

※9 : Takahashi M, Amano R, et al.: Nucleic acid ligands act as a PAM and agonist depending on the intrinsic ligand binding state of P2RY2. *Proc. Natl. Acad. Sci. USA*, Vol. 118 No. 18 e2019497118 (2021).

※10 : Amano R, Takahashi M, et al.: A chimeric RNA consisting of siRNA and aptamer for inhibiting dengue virus replication. *NAR Molecular Medicine*. 1(4):ugae025 (2024).

③アプタマー修飾脂質ナノ粒子を利用した核酸医薬の技術開発

各種疾患における治療標的組織に対して医薬品を効率的に送達する汎用的なDDS技術の開発が世界的に大きな課題となっております。

疾患の標的遺伝子に作用する核酸医薬は、病変を示す標的組織への効率的なDDSが必要となります。そのDDS実現に有効な手段の1つとして脂質ナノ粒子（Lipid nanoparticle, LNP）の利用が注目されておりますが、LNPだけでは送達組織の指向性を制御することが困難とされております。

この課題を克服するため当社では、標的に対する高い結合活性と化学修飾が容易であるというアプタマーの利点を活かして、LNPの表面に標的指向性アプタマーを結合させることで、LNPのみでは送達が困難である脳などの組織への核酸医薬の送達を可能にするDDS技術の開発に成功いたしました。

今後、DDSを目的とした種々のアブタマーを開発することで神経変性疾患やがんなどの難治性疾患に対する核酸創薬を実現するプラットフォーム技術として確立していきます。

なお、本取り組み及び成果については、2025年6月特許出願をするとともに、日本核酸医薬学会第10回年会にて口頭発表に採択され、成果報告を実施しております。

（二）製剤化技術開発

当社は、アブタマーとポリエチルオキサゾリン（PEOZ）とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出しました。PEOZはPEGに比べて低粘性で、過酸化物等が生じず、化合物の品質管理が容易であることが知られています。またPEOZは、市販の材料から容易に合成可能であり、将来的に低コストで供給できることが期待されます。当社の検討において、アブタマーとPEOZとのコンジュゲートを作成することにより、現在汎用しているPEGを上回る血中半減期延長効果を示すことが明らかになったため、2024年4月特許出願をいたしました。

さらに、次世代型アブタマー医薬品に関する技術開発を目的として、ポリエチレングリコール（PEG）の代替技術を研究開発しております。PEGは粘性が高く、過酸化物を生成する等、化学的性質に課題があることがわかつており、この課題を解決するため、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結いたしました。

本共同研究では、当社独自の核酸アブタマー化合物作製及び測定技術と、味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP®を組み合わせ、アブタマーの血中半減期延長技術の開発を目指してまいりました。

本共同研究により、免疫グロブリンの部分タンパク質であるFc領域に対して核酸アブタマーを共有結合させたコンジュゲート体を作成したところ、血中半減期を飛躍的に延長させることができることが出来ることを見出しました。本成果は日本国特許庁に対して2025年3月に特許出願いたしました。

本技術により、核酸アブタマーが抗体医薬と同等の血中滞留性を獲得できれば、アブタマー医薬品の開発が飛躍的に発展するものと考えております。なお、味の素株式会社との共同研究契約は2025年3月31日に終了しております。

共同研究事業

（イ）化粧品アブタマー事業

三菱商事ライフサイエンス株式会社（旧：ビタミンC60バイオリサーチ株式会社）との共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発に関する共同研究を実施してまいりました。

紫外線やストレスなどが引き金となり過剰分泌されることでシワ形成やたるみを引き起こす原因となる可能性がある、免疫系の重要な細胞である好中球から分泌されるエラスターーゼ（タンパク質分解酵素）を阻害するアブタマー（抗好中球エラスターーゼアブタマー）の創製・開発に成功しており、日本国特許庁に対して、2025年1月に共同で特許出願をいたしました。先方とは引き続き実用化に向けた検討を進めています。

（ロ）サウジアラビア事業

サウジアラビア政府の招聘により、当社代表取締役社長中村義一は2024年11月に首都リヤドで開催されたRiyadh Global Medical Biotechnology Summit (RGMBS) 2024で講演を行いました。このRGMBS2024サミットは、同国ムハンマド王太子によって牽引されるVISION 2030（2030年までにサウジアラビアを中東でのヘルスケア産業のNo. 1を目指す国家プロジェクト）のプログラムで、この期間中に、キング・アブドラ国際医療研究センター（KAIMRC : King Abdullah International Medical Research Center）とアブタマーを使った基礎研究や臨床試験等に関するMOUを締結いたしました（2024年11月）。現在、当社とKAIMRCとの間で、umedaptanib pegol並びにRBM-011に対しての事業提携協議を進めています。

世界におけるアブタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen®は世界初のwet AMD治療薬として承認されました。その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis®、Eylea®、Avastin®等）が開発されて、現在、Macugen®はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen®の成功は、アブタマー医薬の開発を鼓舞する意味も大きく、その後、複数のアブタマー医薬候補品が臨床試験に進みました。その中でも注目された二つのアブタマー（REG1、Fovista®）の治験が最終の第3相試験で成功せず、アブタマー創薬に関してネガティブな印象を残し、その後、アブタマー医薬品の開発は世界的に停滞しているようにもみえました。しかし、ようやく最近、補体C5に対するアブタマー（ARC1905: IZERVAY™）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、2023年8月米国FDAは製造を承認しました。IZERVAY™を開発したIveric Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。

現在、当社のumedaptanib pegolを含めて9種類のアブタマーが臨床試験の過程にあり、アブタマー医薬品開発の機運が再び盛り上がっており、これらの動向において、Macugen®やIZERVAY™、そしてumedaptanib pegolが

いずれも眼科疾患に対して奏功したことから、アプタマーは眼科疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であるため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、眼科疾患に対する新薬の開発はアプタマーに最適な疾患だと考えております。

眼科疾患には様々な免疫系や炎症系サイトカインや増殖因子が複雑に絡み合い発症することがこれまでの薬理研究によって明らかになってきました。当社保有のアプタマーのパイプラインには、これらの炎症や免疫に関与する因子（FGF2、autotaxin、IL-21、ST2等）に対する阻害剤が多数含まれているため、今後アカデミアや企業との共同研究や自社開発によって、各種の眼科疾患モデル動物でこれらの薬理効果を調べていく予定です。同時に、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を注視してまいります。

これらの結果、当第1四半期累計期間において、事業収益の計上はありません（前年同期の事業収益は1百万円です。）。事業費用として研究開発費を136百万円、販売費及び一般管理費を103百万円計上し、営業損失は239百万円（前年同期の営業損失は257百万円）となりました。

また、営業外収益として、国立大学法人東京大学からの社会連携講座・共同研究費未使用分返金による受取返還金を11百万円計上したこと等により、経常損失は227百万円（前年同期の経常損失は254百万円）となりました。これにより四半期純損失は227百万円（前年同期の四半期純損失は254百万円）となりました。

なお、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）財政状態に関する説明

① 資産の部

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて257百万円減少し、2,928百万円となりました。これは、現金及び預金が126百万円、有価証券が100百万円、未収消費税等が37百万円それぞれ減少したこと等によるものです。なお、当第1四半期会計期間末において保有している有価証券は、第17回新株予約権等により調達した資金の一部において、研究開発への充当時期まで、一定以上の格付けが付された金融商品で元本が毀損するリスクを抑えて運用することを目的としたものです。

② 負債の部

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて30百万円減少し、111百万円となりました。これは、未払法人税等が20百万円、未払金が19百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

③ 純資産の部

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて227百万円減少し、2,816百万円となりました。これは、四半期純損失227百万円を計上したことにより、利益剰余金が同額減少したことによるものです。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は、アプタマー創薬技術のプラットフォームである「RiboART System®」をベースとして、新規のアプタマー医薬の開発に取り組んでおります。

当社の基本方針は、自社で創製した開発候補アプタマーを製薬企業にライセンス・アウトし、そのライセンス収入を見込む「自社創薬」と、安定的な共同研究収入を一定期間期待できる製薬企業との「共同研究」の二つをバランス良く組合せ、持続的な収益向上を図ることであります。

2026年3月期の事業収益については、現時点で確定しているものがないため計上しておりません。事業の進捗により確定した段階で改めてお知らせいたします。

なお、2026年3月期の業績予想につきましては、2025年5月13日付の決算短信で公表いたしました通期の業績予想から変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,837,123	1,710,359
有価証券	1,200,000	1,100,000
貯蔵品	3,659	2,689
前渡金	26,417	29,339
前払費用	29,077	25,393
未収入金	718	1,053
未収消費税等	50,103	12,540
その他	418	114
流动資産合計	3,147,518	2,881,491
固定資産		
有形固定資産	0	7,279
投資その他の資産	38,324	39,255
固定資産合計	38,324	46,535
資産合計	3,185,842	2,928,026
負債の部		
流动負債		
未払金	81,799	62,281
未払費用	11,047	12,705
未払法人税等	27,915	6,978
預り金	6,397	6,723
その他	15,050	23,151
流动負債合計	142,209	111,841
負債合計	142,209	111,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	401,229	401,229
資本剰余金	4,685,581	4,685,581
利益剰余金	△2,043,177	△2,270,624
自己株式	△1	△1
株主資本合計	3,043,632	2,816,185
純資産合計	3,043,632	2,816,185
負債純資産合計	3,185,842	2,928,026

(2) 四半期損益計算書

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
事業収益	1,500	-
事業費用		
研究開発費	163,422	136,113
販売費及び一般管理費	95,509	103,831
事業費用合計	258,932	239,945
営業損失（△）	△257,432	△239,945
営業外収益		
金銭の信託運用益	308	1,452
受取返還金	-	11,051
為替差益	2,967	-
その他	119	961
営業外収益合計	3,396	13,465
営業外費用		
株式交付費	427	200
為替差損	-	465
営業外費用合計	427	665
経常損失（△）	△254,463	△227,145
税引前四半期純損失（△）	△254,463	△227,145
法人税等	302	302
四半期純損失（△）	△254,765	△227,447

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
減価償却費	37千円	742千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年6月30日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、2025年7月23日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第18回新株予約権（行使価額修正条項付）、第19回新株予約権（行使価額修正条項付）、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行概要

(1) 割 当 日	2025年8月8日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	315,000個 第18回新株予約権：95,000個 第19回新株予約権：110,000個 第20回新株予約権：110,000個
(3) 発 行 價 額	本新株予約権の払込総額：930,000円 第18回新株予約権1個当たり 4円 第19回新株予約権1個当たり 3円 第20回新株予約権1個当たり 2円
(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式 31,500,000株（新株予約権1個につき100株） 第18回新株予約権：9,500,000株 第19回新株予約権：11,000,000株 第20回新株予約権：11,000,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも55円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、31,500,000株あります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	3,424,430,000円（注）
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
(7) 行 使 價 額 及 び 行使価額の修正条項	当初行使価額：109円 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも55円あります。 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後（当日を含みます。）に初回の修正がなされ、以後3取引日（以下「価格算定期間」といいます。）が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日のおいても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。

	また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。但し、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使が出来ない日（以下「基準日等」といいます。）の1取引日前（当日を含みます。）から基準日等（当日を含みます。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行かないものとし、その場合、次の修正が行われるのは基準日等の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、各本新株予約権の発行要項第10項に準じて行使価額は修正されます。								
(8) 募集又は割り当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、EVO FUNDに全ての本新株予約権を割り当てます。								
(9) 資金の用途	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な用途</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用</td> <td>2,548</td> </tr> <tr> <td>② 運転資金</td> <td>876</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,424</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な用途	金額 (百万円)	① RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用	2,548	② 運転資金	876	合計	3,424
具体的な用途	金額 (百万円)								
① RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用	2,548								
② 運転資金	876								
合計	3,424								
(10) 本新株予約権の行使期間	2025年8月12日から2028年1月31日まで。								
(11) 買取契約の内容	当社は、割当先との間で、以下の内容等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・各回の本新株予約権について、それぞれ全部コミット期間を設定しており、当該新株予約権の全てをそれぞれ設定した全部コミット期間中に行使する設計となっている行使コミット条項 ・当社の判断により、割当先が本新株予約権行使することができない期間を指定する行使停止指定条項 ・割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要する旨 								

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月7日

株式会社リボミック
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 清水 寛司

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社リボミックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年7月23日開催の取締役会において、第三者割当による第18回、第19回及び第20回新株予約権の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。